

# 暮らしのお知らせ

## 住宅用省エネルギー設備設置費補助金

### 補助対象に電気自動車と 充放電設備を追加

市では、脱炭素社会の実現に向けて省エネルギーや再生可能エネルギーの利用を推進するため、住宅用省エネルギー設備設置費補助金を交付しています。

今年度から、補助対象に電気自動車(EV)と電気自動車充放電設備(V2H)を追加しました。

補助金の交付要件や、そのほかの補助対象は市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page11200.html>)を確認してください。

#### 対象設備と対象者・補助額

**電気自動車(EV)**  
対象者：自宅に太陽光発電システムがある

**補助額**：上限10万円(電気自動車充放電設備(V2H)もある場合は上限15万円)

#### 電気自動車充放電設備(V2H)

対象者：自宅に太陽光発電システムと電気自動車(EV)がある

補助額：購入費の10分の1(上限25万円)

※対象設備は次世代自動車振興センターが補助対象としたものに限り。くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

#### 家屋の取り壊しなど

#### 資産税課へ届け出を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。登記されていない家屋の所有者変更や取り壊しがあった場合は、資産税課(市役所2階)へ届け出てください。届け出がない場合、翌年度以降も課税されることがあります。

なお、登記されている土地・家屋の所有者変更などは、法務局へ

届け出てください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

#### 共同墓地

#### 整備工事に補助金

市では、既存の共同墓地の整備工事に補助金を交付しています。必ず着工前に環境衛生課(☎20・1531)へ相談してください。

対象墓地：区・自治会・管理組合・5世帯以上で管理する墓地

対象工事：墓地内通路・排水設備・塀・擁壁の工事など(20万円未満の工事は除く)

補助額：工事業費の2分の1以内(上限150万円。騒音地域は限度額が異なります)

※くわしくは環境衛生課へ。

#### 子ども会のバス利用

#### 活用してください

市内の子ども会は、社会教育施設の見学や体験活動などを行う際に、市の委託バスを利用すること

ができます。

利用目的が教育活動にそぐわない場合や予定台数に達した場合は利用できません。

申し込み方法：利用日の前々月の25日(土・日曜日、祝日の場合はその前の平日)までに生涯学習課(市役所5階)にある申請書類に必要事項を書いて同課へ  
※くわしくは同課(☎20・1583)へ。

#### 有害鳥獣の捕獲

#### 市街地を除く全域で 実施

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行っています。

安全に努めて実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### 鳥類

#### 実施日

○成田地区：5月15日(日)・22日(日)・29日(日)、6月5日(日)  
○下総・大栄地区：5月下旬～7月上旬の日曜日のうち4日間

実施時間：午前6時～正午  
実施方法：銃器による捕獲

#### 獣類

実施期間：3月31日まで  
実施方法：箱わな・くくりわなによる捕獲

※天候などにより日程を変更する場合があります。くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

#### 新たな景観資産

#### 新たに2カ所を登録

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられ、良好な景観を望むことができる場所を「新たな景観資産」として登録しています。

景観資産は随時募集していますので、お気に入りの場所を推薦してください。

令和3年度に登録された場所：成

田豊住熊野神社と森林の景観、  
下総利根宝船公園から望む田園の景観

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/index0656.html>)へ。

## 無許可埋め立ての禁止

### 土地所有者にも責任が生じます

市内で土砂による500平方メートル以上の埋め立て、盛土、堆積を行う場合は「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」で定める手続きが必要となります。

許可区域外や無許可での埋め立てなどの違法行為には条例で罰則が定められていて、事業者や施工者だけでなく土地所有者も処罰の対象になります。

土地を適正に管理するために、土地所有者は次のことに注意してください。

○事業者などが手続きを行う際は、自らも市に届ける書類を確認し、控えを保存する

○土地を提供する場合は隣接地な

## 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

3月16日(水)～31日(木)

17日	総務常任委員会 3月定例会市議会閉会 ウクライナへの人道危機救援金街頭募金
18日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議 農業センター理事会
22日	行政改革推進本部会議・幹事会合同会議 伝統芸能まつり実行委員会
23日	国際医療福祉大学・印旛市郡医師会・成田市医師団地域連携連絡会議
24日	空港周辺道路美化活動出発式
25日	防災会議 成田楽市
26日	プラサカフェスティバル2022 in成田 成田市建設業災害対策協力会との災害時における消防活動に関する協定締結式
28日	成田空港周辺地域共生財団評議員会
31日	職員退任式



募金を呼び掛ける(17日)

どとの境界を明確にする

○事業期間中は定期的に見回りをを行い、許可区域外で埋め立てが行われているなど工事が計画通りに実施されていない場合は中止させる

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

### 第3子以降学校給食費無料化

#### 今年度から開始

市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市立小中・義務教育学校に通う第3子以降の学校給食費を無料とします。対象者は申請してください。

対象は次の全ての要件を満たす人  
①就学している22歳(平成12年4月2日)～13年4月1日生まれ)以下の子を3人以上扶養している

る

②①の子のうち、年齢が高い順に数えて3番目以降の子が市立小中・義務教育学校の学校給食の提供を受けている

③原則として保護者と無料化の対象となる子が市に住民記録があり、同一世帯で生計を同じくしている

④生活保護制度・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない

⑤学校給食費の滞納がない

申請方法 学校から配布された申請書に必要事項を書いて5月13日(金)までに学校へ。または郵送(当日消印有効)で学校給食センター(〒286-0011 玉造1-14)へ。高校生や大学生がいる場合は、扶養していることが確認できる書類(保険証の写しなど)と就学していることが

分かる書類(学生証の写しや在学証明書など)を添付してください

※くわしくは学校給食センター(☎27・9449)へ。

### 定期監査

#### 令和3年度の 結果を公表

令和3年度に実施した定期監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之

同 岩下 豊久

同 海保 茂喜

対象部局 企画政策部ほか、全ての部局(市立小・中学校は別途実施)

実施期間 令和3年10月13日～4年2月3日

方法など 令和3年8月末現在(土木部、都市部は12月末現在)

の財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した監査に当たっては、提出された監査資料や提示された関係書類などを調査し、関係職員から口

頭及び書面により説明を受けた結果 「成田市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、各部局の財務に関する事務は、総括意見に記載する事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、内容の見直しを余儀なくされる事業があった中でも、着実に各種施策を推進しているものと思料する。しかしながら依然として厳しい財政運営が継続していることから、歳入の確保はもとより、優先度を勘案した事業の執行や抜本的な見直し等の対応も含め、引き続き財政の健全性維持に努められたい。」

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

### 今月の納期限

5月2日(月)

#### 固定資産税 (第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

愛犬・愛猫手帳

共に暮らししていくために

犬や猫を飼うときは、その命を預かり、共に地域社会の中で暮らすという意識が大切です。

市では、家族の一員である犬や猫と一緒に暮らししていくための情報をまとめた「愛犬・愛猫手帳」を無料で配布しています。

犬や猫を飼っている人、飼おうと考えている人は活用してください。

**配布場所** 環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所、各公民館、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page312300.html>)

※くわしくは同課(☎20・1531)へ。

国の教育ローン

市では、国の教育ローンの融資を受けて高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、利子の半額を補給します。

入学前でも申請できますが、交

付決定前の利子は対象外です。

**対象** 国の教育ローンの融資を受けた、次の2つの条件を満たす人

- 市に1年以上住民記録がある
- 市税を完納している

**利子補給期間** 交付決定された月から在学する最後の月まで(最長7年間。留年した年数は除く)

**申請に必要な物** 返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和3年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物

※くわしくは**教育総務課**(☎20・1580)へ。

住宅無料耐震相談

建築士が対応します

市では月1回、住宅の耐震性についての相談を無料で受け付けています。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(13ページ)で確認してください。

**対象** 二戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・マンションのいずれかを市内に所有し、自ら居住している人

**定員** (1日当たり) 6組(先着順)

持ち物 Ⅱ 図面(持っていない人は簡単な間取り図)

※申し込みは開催日の2日前までに**建築住宅課**(☎20・1564)へ。

浄水器設置費補助金

飲料用井戸水に

市では、各世帯の飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯と浄水器設置から5年以上経過し、故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請書の提出などの手続きと審査が必要になります。

なお、水道が整備されている地区の人は交付を受けられません。

**対象物質** Ⅱ 硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)

**補助額** Ⅱ 浄水器の購入・設置費用の2分の1(上限15万円。生活保護受給世帯などは30万円を限

度に全額)

※くわしくは**環境対策課**(☎20・1532)へ。

プラスチック製容器包装

正しく分別して

市では、プラスチック製容器包装(白色の指定袋を資源物として回収し、リサイクルしています。対象となる物にはプラマークが付いています。次のことに注意して分別してください。

- プラマークが付いていることを確認する
- 中身は使い切るか、取り除く
- 油などの汚れをきれいに洗い流す
- 汚れや臭いが取れない物は可燃ごみとして出す



アプリで収集日などの確認を

スマートフォンアプリ「さんあく」を使うと、ごみの収集日や分別方法が簡単にわかりますので利用してください。



Android端末用



iPhone・iPad用

※くわしくは**クリーン推進課**(☎20・1530)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでも情報を受け取ることができます。

**配信内容** = 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

**対応言語** = 日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

**登録方法** = 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する。登録は無料です

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス